

令和 3 年 3 月 22 日

『ISO13611:2014 通訳-コミュニティ通訳のためのガイドライン』
認証授与のお知らせ

ご関係各位

大阪観光大学で、国際規格『ISO13611:2014 Interpreting –Guidelines for community interpreting (通訳-コミュニティ通訳のためのガイドライン)』に適合する通訳サービス提供者 (ISP) に認証授与を行うことになりました。世界中の ISO 加盟国で通用するものです。国際的な人材登録制度を利用する場合はボーダーレスなグローバルコールにも対応できる人材であるとの証明となります。

『ISO13611:2014』の「4. コミュニティ通訳者の力量および資格」に記載されているコミュニティ通訳サービス提供者 (ISP) 資格要件に適合すれば、大阪観光大学学長署名で『ISO13611:2014 通訳-コミュニティ通訳のためのガイドライン』認証書 (期限 3 年間, 継続には更新審査要) を発行致します。

本認証はプライベート認証となります。

【1】認証取得をご希望の方は、以下の申込書にご記入ください。

<https://forms.gle/ZgxT1zJvqLKsvLXVA>

【2】認証取得に必要な適正テスト受検は 3 月 27 日 (土) に実施致します。受検希望者は添付ファイルの受検申込書『受検者のための「適正テスト」申込・実施手順説明 (20210327) 各言語対応版 (最新版)』に記入の上、公益財団法人大阪公衆衛生協会事務局 ido@osaka-pha.or.jp にお送りください。受検申し込み後、公益財団法人大阪公衆衛生協会事務局から受検番号が送られてきます。また、当日までにオンライン招待状が発行されます。

■会場 Zoom(大阪大学)

■日時 令和3年3月27日(土) ポルトガル語：10：00～11：30；英語：13：00～14：30；
中国語：15：00～16：30（各90分）

■受検料金 無料

■成績は各自個別に連絡します。

『ISO13611:2014』認証取得には適正テスト 80%以上（CEFR B2相当）が必要です。

◆コミュニティ通訳とは◆

『ISO13611:2014』の国際規格では「コミュニティ利用の目的で、コミュニケーションの場面において異なる言語の話者間で起こる双方向の通訳」と定義され、観光客や被災者への通訳行為も含まれると述べられています。

◆コミュニティ通訳の理念◆

大阪大学名誉教授林田雅至先生によると、「コミュニティ通訳」は、行政や教育等、生活のさまざまな場面での業務が必要となる通訳業務であり、「基本的人権へのアクセス」という理念がその基盤にあります。

◆コミュニティ通訳サービス提供者（ISP）をめざす方々へ◆

大阪観光大学は、コミュニティ通訳に関するガイドラインである『ISO13611:2014』の認証機関として、然るべき資格をお持ちの通訳者の方々に、公衆衛生、特に感染症対策の分野において国際的に活躍する機会を提供することを目的として、『ISO13611:2014』の認証書を発行することになりました。

◆通訳養成のさまざまな試み◆

翻訳通訳教育をシステム化したプログラムとして実施している高等教育機関では2020年度のコロナ禍において、遠隔通訳等、通訳業務のあらゆる可能性を探求する試みが見られます。大阪観光大学はコミュニティ通訳のガイドラインである『ISO13611:2014』国際規格の認証機関として、学長名で認証書を授与致します。

◆適正テスト合格者の通訳者（ISP）の方へ◆

適正テストを受検し、80%以上（CEFR B2 レベル相当）の成績を取めた方には別途、『ISO 13611』認証取得に必要な（電子化）書類をご提出いただきます。

【例】

◆高等教育の学位をお持ちの方：過去2年間通訳実績記録書自己申告(裏書必要)および学位証明書

◆別途送付し、記入済の「ISO13611 2014 遵守調書」

※提出いただいた個人情報は、『ISO13611:2014』認証授与の目的のみに使用し、厳重に管理致します。

【お問い合わせ】

『ISO13611:2014 Interpreting – Guidelines for community interpreting

(コミュニティ通訳のためのガイドライン)』認証取得に関する窓口：

大阪観光大学国際交流学部教授，大阪大学医療通訳養成コース講師

佐藤晶子 SATO Akiko <a-sato@tourism.ac.jp>

大阪観光大学 国際交流学部

Tel:072-453-8222 Fax:072-453-1451